

議案第 1 4 号

向日市営住宅管理条例の一部改正について

向日市営住宅管理条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 2 月 2 1 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市営住宅管理条例の一部を改正する条例

向日市営住宅管理条例（平成9年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第51条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市営住宅の入居者又は同居者以外の者で、自ら使用するため駐車場を必要としているものについて、市長が特に認める場合は、駐車場の使用者としての資格を有するものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

〈参 考〉

向日市営住宅管理条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(使用者の資格)</p> <p>第51条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市営住宅の入居者又は同居者以外の者で、自ら使用するため駐車場を必要としているものについて、市長が特に認める場合は、駐車場の使用者としての資格を有するものとする。</u></p>	<p>(使用者の資格)</p> <p>第51条 略</p>